部長及び参事官　　免許発第45号
殿　　令和6年3月19日
所属長　　5年保存（係）
本部長

交通事故等の被害者等による行政処分結果の問合せへの適切な対応について（通達乙）

交通死亡事故若しくは道路外致死傷の遺族又は交通事故若しくは道路外致傷により重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族（以下「遺族又は被害者等」という。）による加害者に対する行政処分結果の問合せについては、「交通事故の被害者等による行政処分結果等の問合せへの対応について（通達乙）」（平成31年3月27日免許発第57号）により実施しているところであるが、当該対応について下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1　対象

遺族又は被害者等を対象とする。

2　回答内容

(1)　行政処分の内容

ア　行政処分を既に行っている場合

加害者に対する行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止の別及び停止の場合にはその日数）について、回答すること。

なお、当該処分が軽減を行ったことによるものである場合には、その旨を付言すること。

また、免許の取消しの場合には、遺族又は被害者等から求めがあったときは、欠格期間についても回答すること。

イ　行政処分を行わないこととしている場合

加害者の運転免許が失効した（点数制度によらない処分によって運転免許を取り消した場合を含む。）ことにより行政処分を行わないこととした場合には、その旨を回答すること。

遺族又は被害者等から「加害者」とされている者に違反がないと判断して行政処分をしないこととしている場合には、当該事故に関して、同人に対する行政処分は行わない旨を回答すること。

ウ　その他の場合

行政処分を行うか否か未定の場合（行う予定で手続中である場合を含

む。）には、結果がまだ出ていない旨を回答すること。

(2)　行政処分の理由

加害者に対する当該事故に基づく処分の基本量定について説明すること。

また、処分内容を説明する上で、当該事故自体の点数評価に加えて当該加害者の取消し歴、前歴及び累積点数を説明することが必要となる場合には、過去の取消しの有無、停止処分の前歴の回数及び累積点数自体を述べることは差し支えないが、その内容について述べることは適切でないので、原則として差し控えること。

なお、軽減を行った場合には、その理由について回答するものとするが、どの程度詳細に説明するかについては、個々の事案に応じて判断すること。

3　回答所属

回答は、原則として免許センターにおいて行うものとする。

ただし、当該事故を取り扱った署又は高速隊（以下「署等」という。）を通じて照会を受けた場合は、照会を行った署等において回答すること。

なお、免許センターにおいて申出人が遺族又は被害者等であることを容易に確認できない場合には、確認のため必要があるので、事故を取り扱った署等を通じて、回答する旨を教示すること。